

ちよだりバーサイドプロジェクト議員連絡会規約

(趣旨)

第1条

平成26年6月、千代田区議会では、かつて、江戸城に通じる川として発展してきた神田川・日本橋川について、再考察し、その再生を推進するため、旧万世橋駅跡をリノベーションした施設「マーチエキュート神田万世橋」、防災船着場の活用や都市河川における舟運の状況、並びに河川敷地を活用して飲食店の営業を行う"かわてらす"社会実験の状況の視察を行った。

これらの調査及び委員会での意見交換を踏まえ、執行機関との協力連携に基づき「理念条例」として、平成27年3月3日、千代田区議会（嶋崎秀彦議長）は、商工観光施策特別委員会（高山はじめ委員長）の提案による「水辺を魅力ある都市空間に再生する条例」を可決した。この条例は、千代田区の都市構造を形づくる川（神田川・日本橋川）の利活用を生活者の視点から見直し、水辺空間を潤い、憩い、賑わい、交流の空間として再生することにより、将来に向かって都市の魅力向上に寄与することを目的に制定されたものである。

2020年の東京五輪を控え、東京の舟運への注目が高まりつつある今こそ、川やその水辺を観光・産業・文化・芸術・環境・防災等多様な視点から見つめ直し、関係者の英知を結集して、人・物・情報等が行き交う新たな都市空間として再生を図るときである。

そのため、まずは舟運の推進が重要であり、本連絡会は、神田川・日本橋川等の舟運観光や地域活性化に取り組んでいる「神田リバーサイドプロジェクト」（本連絡会発足に伴い、「ちよだりバーサイドプロジェクト」に改称）と連携・協力しながら、舟運推進のための調査・研究・情報交換等を行い、区議会議員の立場から、観光や産業の振興、文化芸術の振興、環境保全や防災活動の推進に寄与しようとするものである。

(名称)

第2条

この会は「ちよだりバーサイドプロジェクト議員連絡会」（以下「リバーサイド議連」という）と称する。

(目的)

第3条

リバーサイド議連は、舟運推進を考えるための議員のネットワークを構築し、調査・研究・情報交換などを行うことによって適切な政策提言に結び付け、観光や産業の振興、文化芸術の振興、環

境保全や防災活動の推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 目的に賛同する千代田区議会議員をもって会員とする。

(役員)

第5条 リバーサイド議連には次の役員を置く。

- (1)会長 本議連を代表し会務を総括する。
- (2)副会長 会長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。
- (3)理事 若干名役員会に参画し、会務を審議する。
- (4)会計 会計を統括する。

2 会長・副会長は、役員会で推薦し、総会で選任する。

3 理事・会計は総会で選任する。

4 任期は2年で再任を妨げない。

(会議)

第6条 リバーサイド議連の会議は、次のとおりとする。

- (1)会議は、総会及び役員会とする。
- (2)総会は、会長が招集し会議を主宰する。総会は年一回以上開催し、予算・決算・その他重要な事項を審議決定する。総会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- (3)役員会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(委任)

第7条 本規約の施行について必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

この規約は28年7月14日から施行する。